

令和6年4月10日

保護者の皆様へ

貝塚市立第二中学校  
校長 倉永 明典

## 警報発令時における臨時措置について

平素は本校教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、中学校では、特別警報・暴風警報発令時には下記のように臨時措置をとることになっています。

なお、大雨（土砂災害、浸水害）特別警報は臨時措置の対象となりますが、大雨・洪水警報は対象外となります（臨時休校とはなりません）ので、ご家庭でも個別に身を守る判断をしていただきながら、気をつけて登校するようご指導をお願いいたします。ご家庭の判断で登校を見合わせた場合は遅刻・欠席の扱いにはいたしません。（警報が出ていなくても、急な大雨や強風などで登校を一時見合わせた場合や、事故でJRの踏切が開かない等の理由で遅れた場合も同様です。）

### 記

#### 特別警報・暴風警報発令時の臨時措置

1. 午前7時の時点で貝塚市に特別警報または暴風警報が発令されている場合は臨時休校とします。（大阪府全域または泉州全域に発令されている場合も同様です）
2. 登校後、特別警報・暴風警報が発令された場合は、原則として下校措置をとりますが、下校の方法・時刻については、天候の状況等、実情に応じて判断します。

※このお知らせは、ご家庭内に掲示するなど、保管をお願いいたします。